

各跡地に確保する公的機能の検討状況について

【1. 公的機能検討の前提条件】

- ① 各跡地に配置する公的機能は、（仮称）北校及び（仮称）南部コラボセンターの公的機能を補完するもの。
- ② 公民連携の考え方のもと、公共施設として担うべき公的機能を精査する必要がある。

【2. 学校施設の建物の状況について】

施設名	既存施設の面積	敷地面積	備考
第十中学校	7,943 m ²	20,296 m ²	・（仮称）北校の建設工事中、これまで使われていなかった校舎部分にも児童生徒を受け入れるため、改修工事が必要となった。施設改修にあたっては、財政負担の平準化のため、公共施設等適正管理事業債を充当することが検討されている（既存施設の集約化が条件となる起債）。
野田小学校	8,499 m ²	13,727 m ²	
島田小学校	5,167 m ² （うち、仮設校舎 1,924 m ² ）	18,883 m ²	・既存施設は耐震補強工事及び減築工事を経て機能回復しており、次期大規模改修工事までに一定の猶予がある。 ・島田小学校は単独調理校であるため、校舎内に調理室がある。 ・グラウンド北側に2階建て仮設校舎がある。

【3. （仮称）北校・（仮称）南部コラボセンターについて】

施設名称	構想・計画	構想・計画の概要	配置
（仮称）北校	庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画 参考資料3	・児童数、生徒数減をふまえた適正規模校化 ・小中一貫教育の推進による指導区分の工夫や指導体制の構築	庄内小学校及び第六中学校敷地に一体整備 （2階部分を渡り廊下で連結）
（仮称）南部コラボセンター	（仮称）南部コラボセンター基本構想 参考資料4	・老朽化し散在する公共施設（図書館、保健センター、公民館等）を複合化し、「子育て」「就労」「市民活動」の新たな拠点創出	

- ・現状は基本設計 **参考資料5** が完了し、今後は実施設計に移る。

【4. 確保する公的機能の検討】

① 学校跡地に配置する公的機能の候補を抽出するため、庁内で活用意向調査を実施

※学校以外の公共施設跡（庄内幸町図書館、庄内保健センター、庄内文化センター等）については次年度以降調査実施予定

② 活用意向があった所管課に対し、ヒアリングを実施

区分	公的機能（候補）	備考
防災	飲料水兼用耐震性貯水槽（※1）、校庭貯留（※2）、避難所・避難施設、防災資機材庫、防災用スピーカー	避難所関係は、それぞれ徒歩圏内で面積や数を充足させることが必要。学校以外の公共施設を含めカバーできるよう検討する。
教育・公共	（仮称）北校のサブグラウンド及びサブ体育館 公立こども園の建替用地	公立こども園については、「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画において、現在26園ある施設を17園に集約する方針。

（※1）飲料水兼用耐震性貯水槽

野田小、島田小グラウンドに整備されている。災害時における応急給水拠点として、市内小学校3施設の校庭に配置されている。およそ100トンの飲料水を貯めることができる20メートル程度の管が地中に埋まっており、定期的に水質の点検を実施している。また、災害時における消防水利として位置づけられており、防火水槽としての役割も果たしている。

（※2）校庭貯留

野田小、島田小グラウンドに整備されている。集中豪雨による浸水対策の一環として、市内小・中学校15施設について、校庭で雨水の貯留ができるよう整備されている。一時的に校庭に雨水を貯め、段階的に下水道管へ排出する仕組み。放流施設（オリフィス）が地中に埋まっている。

【5. 地域活動機能について】

- 公的機能の中でも、とくに地域との対話が必要な案件＝関係課で地域利用等調整会議（庁内会議）を立ち上げ
※関係課ごとに地域活動組織に対し利用状況調査を実施 → （仮称）北校開校後の地域活動の展開、方向性を整理
- 今後は、学校跡地の利活用について、市民及び地域活動組織に検討状況を説明したうえで、利活用の方向性について、合意形成を図る

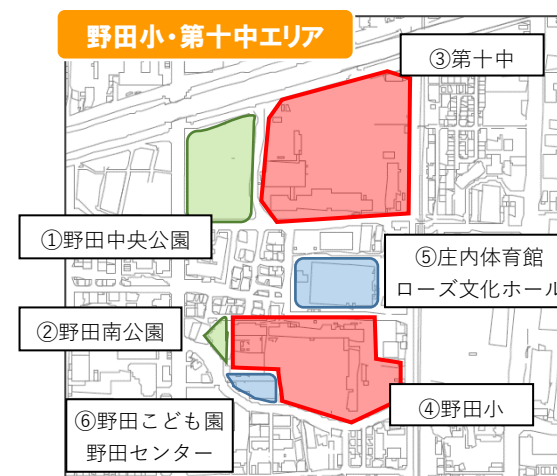
各学校で展開されている 地域活動	学校開放事業（スポーツ団体）【体育館・グラウンド】、公民 分館【校舎・グラウンド】、社会福祉協議会【体育館】
---------------------	---

地域活動機能の確保に関する課題

＜集会機能を有する施設の課題＞

- ・ 持続可能な管理運営
- ・ 稼働率の低迷
- ・ 利用者の偏り

- ・ 地域に開かれた誰もが利用しやすい施設とする必要がある
- ・ ニーズを集約し、面積や機能を精査する必要がある（施設総量削減）



共同利用施設 島田センター （対象区域：庄内栄町 1～5 丁目） 野田センター （対象区域：野田町 1～20、庄内西町 1～2 丁目）	航空機騒音対策として、地域住民の学習や保育、集会等の場として設置された施設。騒音の軽減に伴う当初の目的での利用は減少しており、現在は、文化・サークル活動等での利用が多くなっている。使用料は無料。 施設利用者は施設ごとに定められた対象区域の住民。空き状況によっては対象区域外の住民も利用可能。 地元住民で組織された管理運営委員会と市の間で使用貸借契約を締結し、管理運営委員会に管理を委ねている。
--	--

